

平成22年度

環境活動レポート



(平成22年4月～平成23年3月)

平成23年6月30日



久留米商工会議所

目 次

I	組織の概要	P 2
II	対象範囲	P 3
III	環境方針	P 4
IV	環境目標	P 5
V	環境活動計画	P 6～7
VI	環境目標の実績	P 8
VII	環境活動計画の取組結果とその評価、次年度の取組内容	P 9
VIII	環境関連法規の遵守状況の確認及び評価の結果並びに 違反、訴訟等の有無	P 11
IX	代表者による全体評価と見直しの結果	P 12

I 組織の概要

1. 事業所名及び代表者名

久留米商工会議所
会 頭 本村 康人

2. 所在地

〒830-0022
福岡県久留米市城南町15番地の5

3. 環境管理責任者氏名及び担当者連絡先

環境管理責任者：事務局長 松隈 康信
担当者：総務部長 宮本 則昭
 会員サービス課長 南波 優子
 会員サービス課 中野 隆昭
TEL 0942-33-0211
FAX 0942-33-0933
E-Mail info@kurume.or.jp

4. 事業内容

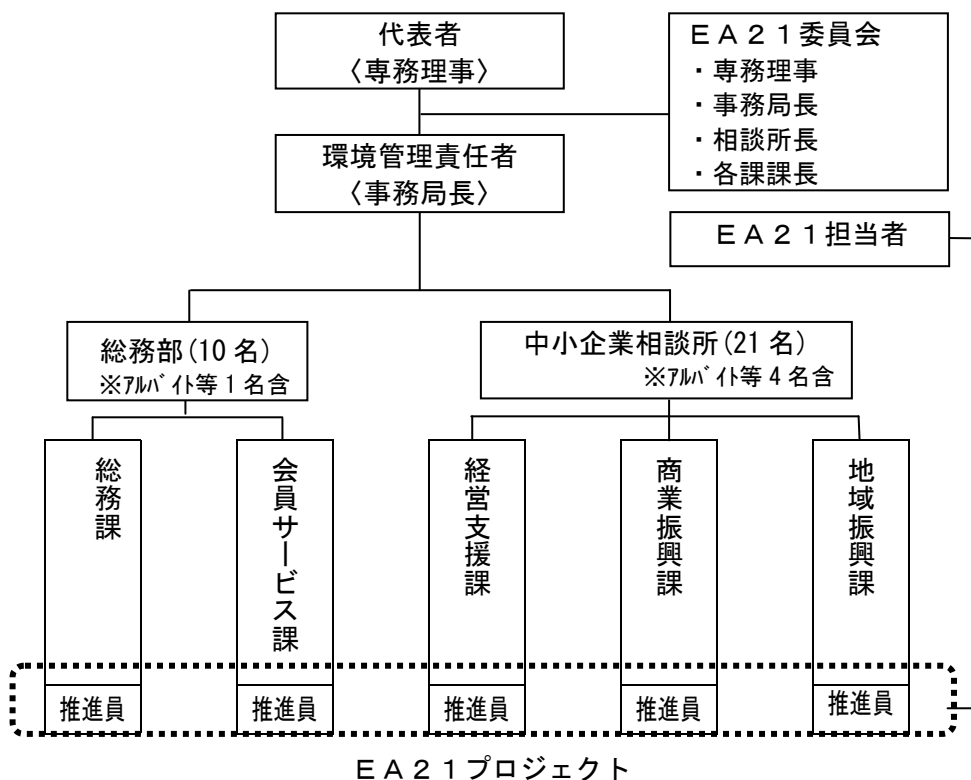
商工会議所法に基づく地域商工業の振興・発展のための業務

5. 団体の規模（平成23年4月1日現在）

会 員 数	4, 7 1 8 件
議 員 数	1 0 0 名
職 員 数	3 3 名（アルバイト等5名含む）
年間予算	5 2 2 百万円
延床面積	4, 4 4 6. 5 4 m ²

II 対象範囲

(職員数：33名)



- ・ レポートの対象期間

平成22年4月1日～平成23年3月31日

- ・ レポートの発行日

平成23年6月30日

III 環境方針

久留米商工会議所は、地球温暖化防止など地球環境の保全が人類共通の最重要課題であるという認識のもと、全役職員が一体となって商工会議所事業活動における環境への負荷を低減するとともに、地域企業における環境への取組みを促進する。

- 1 事業活動全般に係る以下の項目に対し目標を定め、その達成のための取組みを推進する。
 - (1) 二酸化炭素排出量の削減
 - (2) 廃棄物排出量の削減
 - (3) 総排水量の削減
 - (4) グリーン購入の推進
- 2 E A 2 1 地域事務局（久留米商工会議所）の円滑な運営に努め、E A 2 1 認証登録など地域企業の環境への取組みを促進する。
- 3 地域社会における環境保全活動を積極的に実施して、地域の環境保全に貢献する。
- 4 事業活動において関連する環境関連法規等を遵守する。
- 5 環境活動レポートを作成して公表する等により、環境コミュニケーションを推進する。

制定日 平成 20 年 6 月 2 日

改定日 平成 22 年 4 月 30 日

久留米商工会議所

専務理事 古賀義幸

IV 環境目標

(年度：4月～翌年の3月)

環境目標		単位	基準値 H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	
H19年度実績をベースとして削減する							
1	二酸化炭素排出量の削減	Kg-CO ₂	141,842	139,005 【93,139】	136,168	133,331	
		%(削減率)	—	△2	△4	△6	
2	廃棄物排出量(可燃ごみ)の削減	ton	—	【0.3405】	0.5492	0.5382	
		%(削減率)	—	—	—	△2	
3	総排水量の削減	m ³	2,035	1,994 【1,282】	1,954	1,913	
		%(削減率)	—	△2	△4	△6	
4	グリーン購入の推進		—	—	—	実績把握	
5	地域企業における環境への取組みの促進	EA21セミナー等の実施	年間開催回数等	—	2	2回以上	2回以上
		EA21認証登録件数		2	5	8	10
		eco検定受験者数		159名	170名	180名	190名
		環境関連情報の提供		—	—	—	12回
		環境への取組みの啓発		—	—	—	1回以上
6	地域社会における環境保全活動の実施	周辺道路等の清掃	年間実施回数等	24	24	24回以上	24回以上
		美化活動等への参加		2	2	2回以上	2回以上
		啓発活動の推進		1	1	1回以上	1回以上
7	その他	敷地内緑地化の推進	内容	—	—	—	芝生植栽

※総排水量のH20年度【 】内は季節変動分を考慮して、平成20年8月～3月の目標値＝平成19年度8月～3月の毎月実績合計の98%としました。

※廃棄物排出量(可燃ごみ)の削減目標は、平成20年8月～データを取り始めたため、平成21年度の実績を基準値とします。なお、平成20年度の【 】内数値は、平成20年8月～平成21年3月までの実績を参考までに記載しています。

V 環境活動計画

1. 二酸化炭素排出量削減のための取組み

(1) 電気使用量の削減（6%）

- ① 冷暖房の設定温度を決め、実行する（室内温度 冷房 28 度、暖房 20 度）
- ② クールビズ・ウォームビズの実施
- ③ シャッターによる遮熱
- ④ 窓の開閉による室温の調整
- ⑤ 無人スペースのこまめな消灯
- ⑥ パソコン等主電源オフの徹底
- ⑦ 階段の利用促進

(2) ガソリン使用量の削減（6%）

- ① 公用車のふんわりアクセル「e スタート」の実施
- ② エンジンブレーキを使った「早めのアクセルオフ」の実施
- ③ 駐停車の際、エンジンを停止させる「アイドリングストップ」の実施
- ④ エンジンをかけたらずぐ出発の「適切な暖気運転」の実施
- ⑤ 公用車の定期的な空気圧のチェック

2. 廃棄物排出量削減のための取組み

(1) 可燃ごみの削減（2%）

- ① 両面印刷・コピーの推進、裏紙利用の徹底
- ② 紙類、その他可燃物の分別の徹底
- ③ メモ紙のゴミ箱への投棄防止の徹底
- ④ 紙ファイルの再利用

3. 総排水量削減のための取組み

(1) 節水活動の推進（6%）

- ① 水栓付近への「節水協力」表示
- ② 会館内水栓等の水量調整

4. グリーン購入の推進

(1) グリーン購入の実績把握

- ① 物品購入時の環境配慮型商品の積極的購入

5. 地域企業における環境への取組みの促進

(1) E A 2 1 セミナー等の実施

- ① E A 2 1 導入セミナーの開催、E A 2 1 集合コンサルティングの実施

(2) E A 2 1 認証登録の支援

- ① E A 2 1 地域事務局業務による認証登録の支援

(3) 環境社会検定試験（eco 検定）の施行

- ① 環境社会検定試験（eco 検定）の施行を通じた環境啓発

(4) 環境関連情報の提供

- ① 会報を通じて、環境関連情報を会員事業所へ提供する

(5) 環境への取組みの啓発

- ① クールアースデイ等の取組みを啓発する

6. 地域社会における環境保全活動

(1) 周辺道路等の清掃活動

- ① くるめクリーンパートナー事業等への参加

(2) 美化活動等への参加

- ① 美化キャンペーンボランティア等への参加

(3) 啓発活動

- ① 小学生環境・ゴミ・エネルギー問題絵画コンクールの実施

7. その他

(1) 敷地内の緑地化の推進

- ① 芝生植栽等による緑地化とその維持

VI 環境目標の実績

1. 平成22年度の実績

エコアクション21を運用した平成22年4月～平成23年3月における目標に対する実績は次のとおりであった。

目 標		単位	H19年度 実績	H22年度 目標	H22年度 実績	目標 達成 判定	目標 達成率 %
二酸化炭素排出量削減 【6%削減】		kg-CO ₂	141,842	133,331	133,441	×	99.9
(電気使用量の削減)		kWh	361,599	339,903	343,996	×	98.8
(ガソリン使用量の削減)		L	1,746	1,638	1,411	○	114.0
廃棄物排出量(可燃ごみ)の削減 【2%削減】		kg	549.2	538.2	494.7	○	108.1
総排水量の削減 【6%削減】		m ³	2,035	1,913	2,530	×	67.7
(水)年間使用m³/常駐人数 【2%削減】			12.33	12.09	13.90	×	85.0
地域企業に おける環境 への取組み の促進	E A 2 1 セミナー 等の実施	回	—	2	3	○	150.0
	E A 2 1 認証登録 件数	件	2	10	11	○	110.0
	環境社会(eco) 検定受験者数	名	159	190	146	×	69.9
	環境関連情報 の提供	回	—	12	12	○	100.0
	環境への取組み の啓発	回	—	1	2	○	150.0
地域社会に おける環境 保全活動の 実施	周辺道路等 の清掃	回	24	24	16	×	66.7
	美化活動等 への参加	回	2	2	2	○	100.0
	啓発活動の推進	回	1	1	1	○	100.0
その他	敷地内緑地化 の推進	内容	—	芝生植栽	芝生植栽 樅植樹	○	

【 】内数値は、平成19年度同期間実績に対する目標削減率

※廃棄物排出量(可燃ごみ)の削減については、平成21年度の実績を基準値とする。

※(水)年間使用m³/常駐人数については、平成21年度の実績を基準値とする。

※購入電力の二酸化炭素排出係数は、0.378kg-CO₂/kWh を使用した。

VII 環境活動計画の取組結果とその評価、次年度の取組内容

1. 環境活動計画の取組結果とその評価

No.	活動内容	取組結果			
		4～6月	7～9月	10～12月	1～3月
1	冷暖房設定温度を決め、実行する (冷:28度, 暖:20度)	○	△	○	△
2	クールビズ・ウォームビズの実施	○	○	○	○
3	シャッターによる遮光・遮熱	○	○	○	○
4	窓の開閉による室温の調整	○	○	○	○
5	無人スペースのこまめな消灯	○	○	○	○
6	パソコン等主電源オフの徹底	○	○	○	○
7	階段の利用促進	○	○	○	○
8	公用車のふんわりアクセル「eスタート」の実施	○	○	○	○
9	エンジブレーキを使った「早めのアクセルオフ」の実施	○	○	○	○
10	駐停車の際、エンジンを停止させる 「アイドリングストップ」の実施	—	—	○	○
11	エンジンをかけたらずぐ出発の「適切な暖気運転」の実施	—	—	○	○
12	公用車の定期的な空気圧のチェック	○	○	○	○
13	両面印刷・コピーの推進, 裏紙利用の徹底	○	○	○	○
14	紙類, その他可燃物の分別の徹底	○	○	○	○
15	メモ紙のゴミ箱への投棄防止の徹底	○	○	○	○
16	紙ファイルの再利用	○	○	○	○
17	水栓付近への「節水協力」表示	○	○	○	○
18	会館内水栓等の水量調整	○	○	○	○
19	グリーン購入の実績把握	△	○	○	○

事務所の立地条件上、季節的な温度変化が激しいため、空調の設定温度調整が難しく夏場 28 度、冬場 20 度の設定では、室内の実際の温度が夏場は 30 度を超え、また冬場は 20 度を下回ることが多く徹底させることは厳しかった。

また、緑地化を行なったことにより、夏場の散水により水を大量に使用するため、大幅に目標を超えてしまった。

2. 次年度の取組内容

次年度は、省エネ型パソコンの導入並びに平成 22 年度の取組内容を継続させていきたい。

取組活動状況等



E A 2 1 集合コンサル開催



環境フェアにて「環境都市づくり協定」締結



環境都市づくり協定締結書



紙資源の定期的な回収



建設業セミナー「環境経営の取組について」



建物西側に椿を植樹

VIII 環境関連法規等の遵守状況の確認及び評価の結果並びに違反、訴訟等の有無

当所に適用される環境関連法規の遵守状況の結果については下記のとおりでした。

関連法規	要求事項	法令条項	要求内容	結果
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	一般廃棄物の処理の委託	法第6条の2第6項 規則第1条の17	事業者は一般廃棄物の処理を許可業者に委託しなければならない。	○
	一般廃棄物の処理の委託基準	法第6条の2第7項 令第4条の4第1号	事業者が一般廃棄物の処理を委託する場合の基準の遵守	○
	投機禁止	法第16条	何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない。	○
	焼却禁止	法第16条の2	何人も、定められた方法による場合を除き、廃棄物を焼却してはならない。	○
使用済自動車の再資源化等に関する法律 (自動車リサイクル法)	自動車の所有者の責務	法第5条	自動車の所有者は、自動車をなるべく長期間使用し、再資源化等の実施に配慮した自動車を選択し、修理は、再資源化により得られた物等を使用し、使用済自動車の再資源化等の促進に努めなければならない。	○
	使用済自動車の引渡義務	法第8条	自動車の所有者は、使用済自動車を引取業者に引き渡さなければならない。	○
	再資源化預託金等の預託義務	法第73条	自ら所有する車両のリサイクル料金を支払う。	○
フロン回収・破壊法	業務用のエアコンディショナー、冷蔵機器、冷凍機器でフロン類が充てんされている第一種特定製品のフロン引渡し	第19条	「第一種特定製品廃棄等実施者」は、自ら又は他のものに委託して、第一種フロン回収業者に対し、当該第一種特定製品に冷媒として充てんされているフロン類を引き渡さなければならない。	○
	回収依頼書、引取証明書、委託確認書の授受	法第19条の3、第20条の2、施行規則第5条の6	フロン類をフロン類回収業者に引渡す時、回収依頼書、フロン類回収業者から引き取り証明書を受領する。フロン類の引渡しを機器処分業者等に委託の場合は、委託確認書を受領。それらは3年間保存が必要。	○
	フロン回収料金の請求	第37条	第一種特定製品廃棄者は当該費用を負担する。	○
	フロン類の放出禁止	第38条	何人も、みだりに特定製品からフロン類を放出してはならない。	○
特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)	事業者及び消費者の責務	第6条	事業者及び消費者は、特定家庭用機器をなるべく長期間使用し、特定家庭用機器廃棄物の排出を抑制し、特定家庭用機器廃棄物を排出する場合は、再商品化等が確実に実施されるよう、収集、運搬、再商品化等をする者に引渡し、その料金の支払をしなければならない。	○
	料金の請求	第11条、第12条	排出者は、特定家庭用機器廃棄物の収集及び運搬や再商品化等に必要料金を支払う。	○

また、関係機関等からの指摘、利害関係者からの訴訟もありませんでした。

IX 代表者による全体評価と見直しの結果

評価及び見直しの日時		平成23年6月27日（月） 16:00～17:00
評 価	環境経営システムが有効に機能しているか	ガソリン使用量と廃棄物排出量（可燃ごみ）は目標を達成しているが、それ以外では目標を達成することができていない。特に、水使用に関しては有効に機能しているとまでは言えない。
	環境への取組は適切に実施されているか	環境への取組は、完全とまでは言えないが、ある程度適切に実施されていると思われる。 次年度からは、これまでの実績をもとに、新たな目標及び環境活動計画を立案し、それに基づき実施していく必要がある。
変更の 必要性 と指示	環境方針	変更の必要なし。
	環境目標・ 環境活動計画	<ul style="list-style-type: none"> 環境目標は、平成22年度実績を基準値として、平成23年度からの中期的目標を立案すること。 二酸化炭素排出量は、最新の排出係数を用いて立案すること。 東日本大震災を受け、節電ムードが高まる中、環境配慮だけにとどまらず、国全体の取組みとして、より積極的な節電に取り組むことが重要である。 グリーン購入及びE A 2 1の普及については、より積極的な活動の計画を盛り込むこと
	環境経営システム等	システムの変更は必要ないと判断されるが、目標達成させるためには、全職員が一丸となって努力していく必要がある。そのためにも、全職員が同じベクトルに向かうような教育が必要である。